

平成29年度高知県職員（社会福祉（児童自立支援専門員））採用選考考査実施要領

平成29年8月24日

高 知 県

1 募集（採用予定）人員

1名

2 受験資格

次の（1）から（3）までのいずれにも該当する人

（1）昭和53年4月2日以降に生まれた人で、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第21号。以下「基準条例」という。）第104条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する人又は平成30年3月31日までに資格を取得する見込みの人

（2）次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

（3）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に定められている次のいずれにも該当しない人

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 応募（受験）の手続き

（1）受付

平成29年8月24日（木）から同年9月26日（火）までの間、高知県総務部人事課で受け付けます。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵便による申込みは、平成29年9月26日（火）までの消印のあるものに限って受け付けます。

※受験票は交付しません。当日審査会場においでください。

(2) 申込方法

申込書に次の書類を添えて、高知県総務部人事課へ提出してください。

基準条例第104条各号で定める児童自立支援専門員の資格を有すること（又は平成30年3月31日までに取得する見込みであること）を証明する書類（卒業（見込）証明書、免許の写し、実務経験を証明する書類等）1部

4 選考審査実施内容等

(1) 試験の日時及び場所

日 時	場 所
平成29年10月14日（土） 午前8時30分から	高知県職員能力開発センター （高知市丸ノ内2丁目1-19）

※応募者多数の場合は、口述（面接）試験を10月15日（日）に実施する場合があります。

(2) 試験種目及び内容

種 目	内 容
論 文 試 験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験
適 性 検 査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
口述(面接)試験	人物、人柄等についての個別面接による試験

(3) 各種目の配点

種目	論文試験	口述(面接)試験	総合得点
配点	100点	150点	250点

5 申込状況の発表

申込状況を随時、高知県総務部人事課のホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110901/> に掲示します。

6 合格発表の時期

平成29年10月下旬に合格者の受験番号を高知県総務部人事課のホームページに掲示するとともに、受験者に直接通知します。

7 任命等

(1) 採用の時期

採用は、原則として平成30年4月1日です。(ただし、すでに児童自立支援専門員の資格を有する人については、それ以前に採用される場合もあります。)

なお、「2 受験資格」(1)に記載する期日に所定の要件を満たしていない場合は、採用されません。

(2) 勤務場所等

希望が丘学園への配属を基本としますが、児童相談所、療育福祉センター及び知事部局等の本庁各課並びに出先機関に配属されることもあります。

なお、専門分野や適性に応じ、試験区分以外の業務(事務)に従事することもあります。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われます。

(4) 初任給等

平成29年4月1日現在の初任給は、4年制大学の新卒者で行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば180,400円ですが、希望が丘学園に配属され、児童の指導等の業務に従事する場合は200,200円(給料の調整額19,800円を含む)、その他の所属に配属された場合は、従事する業務により異なりますが、180,400円に加算される場合があります。なお、採用前の職歴等に応じて加算される場合もあります。

また、このほかに期末手当及び勤勉手当が支給されるほか、支給要件に該当する人には、扶養手当、通勤手当等が支給されます。

8 試験成績の開示

受験者は、次により成績の開示を請求することができます。

(1) 対象者

合格者を除く受験者

(2) 請求期間

合格発表日の翌日から3か月以内

(3) 請求の方法

試験当日に「試験成績開示請求書」を配布します。必要事項を記入の上、返信用封筒（定型、縦14～23.5cm×横9～12cmの大きさのもの）を同封して、郵便等により高知県総務部人事課へ請求してください。

なお、返信用封筒には必ずあて先を記入し、返信用切手392円分（簡易書留相当分）を貼ってください。

9 その他注意事項

受験票は、試験当日に試験会場で交付します。また、試験当日は次のものを携行し、午前8時30分までに試験会場に集合してください。

○鉛筆（HB数本） ○消しゴム

○時計（携帯電話や計算機能付きのものは使用できません。）

10 選考考査の申込み及び問い合わせ先

高知県総務部人事課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

電話番号 (088)823-9163(直通)

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110901/>

E-mail:110901@ken.pref.kochi.lg.jp（左記メールアドレスは問い合わせ専用です。

電子メールでの申込みはできません。）

11 試験会場案内図

高知県職員能力開発センター（会場入口は、北側（丸の内高校側）にあります。）



※ 試験会場には、駐車場がありませんので、車の乗り入れを禁止します。

高知県職員（社会福祉（児童自立支援専門員））採用選考考査実施要領 補足説明

平成29年度高知県職員（社会福祉（児童自立支援専門員））採用選考考査実施要領の「2 受験資格」に記載している「基準条例」の規定は、下記のとおりです。

○高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（児童自立支援施設の長の資格等）

第103条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下この項において「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

（児童自立支援専門員の資格）

第104条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有するもの

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(4) 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定に基づき大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(5) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(7) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定に基づき大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの

(8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの